

【保存版】

マイナンバーカード手引き



目次

1. マイナンバーカードについて…………… 2-3
2. マイナンバーカード・電子証明書の有効期限について…………… 4-5
3. 暗証番号について…………… 6-7
4. マイナンバーカードを紛失してしま
ったら…………… 8-9
5. コンビニ交付について…………… 10-14
6. マイナンバーカードの取り扱い
…………… 15-17
7. マイナポータルについて…………… 18-19



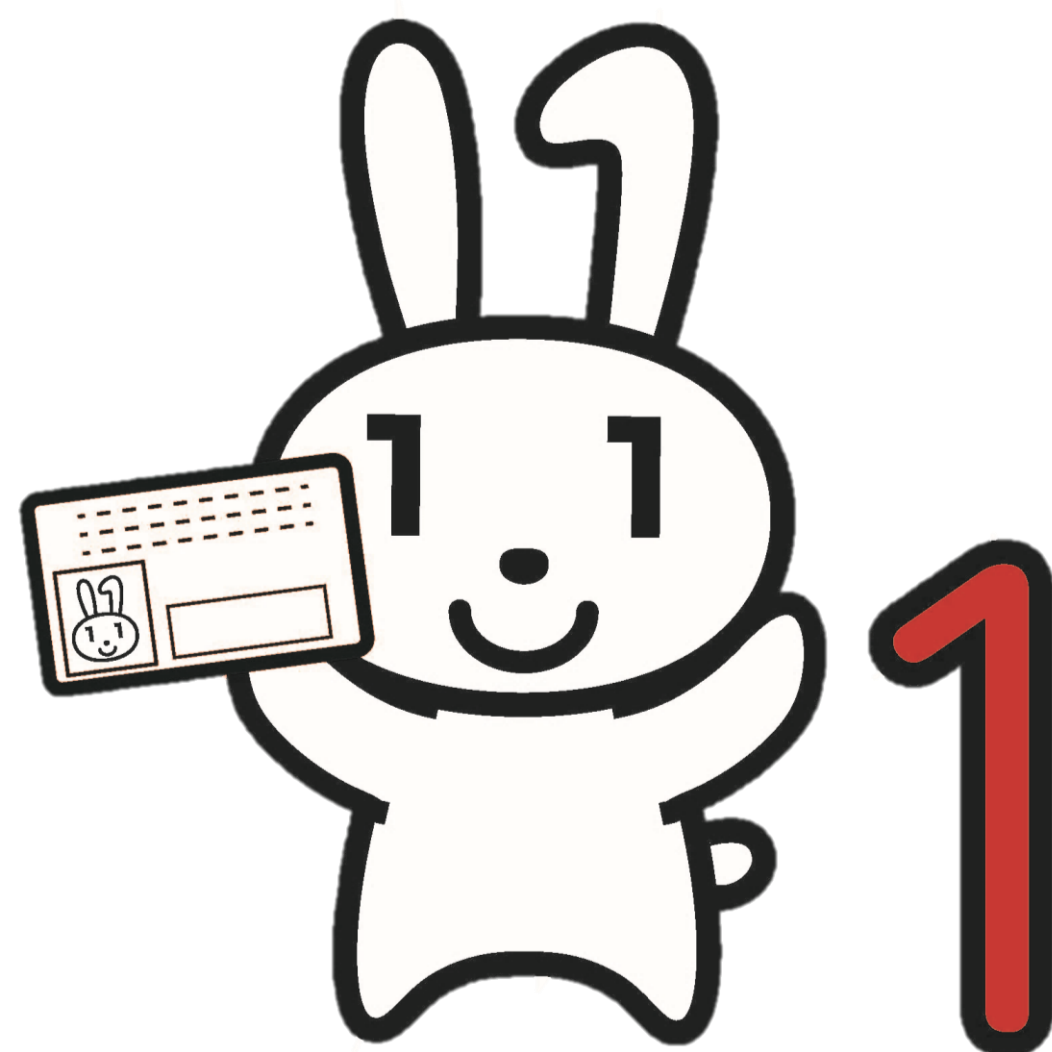
明和町役場



令和5年4月1日作成

1. マイナンバーカードについて

おもて面



おもて面には、顔写真、氏名・住所・生年月日のほか、マイナンバーカードの有効期限の表示と電子証明書の有効期限を記入できる箇所があります。

■氏名、住所等に変更があった場合

新たな氏名や住所等を追記欄に記載し、電子証明書が搭載されている場合は、電子証明書の書き換えも必要となります。住民登録をしている市区町村の窓口へご来庁ください。※その際に交付時に設定した暗証番号が必要となります。

■旧姓を併記できます！

令和元年11月5日から婚姻や養子縁組等で氏の変更があった場合に、従来使用していた氏を住民票やマイナンバーカードに併記することができるようになりました。旧氏の併記をご希望の場合は住民登録をしている市区町村の窓口で手続きしてください。※その際に交付時に設定した暗証番号と戸籍謄本の添付が必要となります。



うら面

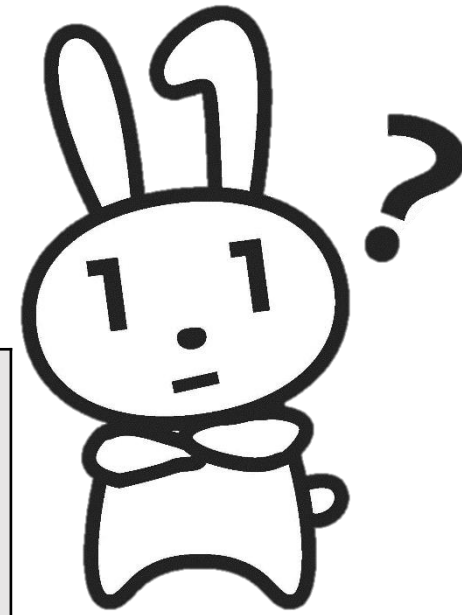


マイナンバーカードは専用ケースに入れてお渡しします。マイナンバーカードをコピーをする際は、専用ケースに入れたままコピーするようお勧めします！
※マイナンバーを隠した状態でコピーが可能です。

うら面には、マイナンバー（個人番号12桁）・氏名・生年月日が表示されます。左下のQRコードにはマイナンバーが記録されています。

うら面に記載されているマイナンバー（個人番号）は、法律で定められた社会保障や税、災害対策に関する手続きで、マイナンバーの提示を求められたときに利用します。

通知カードと通知書、マイナンバーカードの違いは…??



	通知カード 令和2年5月25日廃止	通知書	マイナンバーカード
本人確認書類	×	×	○
マイナンバー確認書類	○※	×	○
有効期限	なし	なし	あり
再交付	×	×	○（有料）



※令和2年5月25日以降に記載事項に変更が生じた場合は確認書類にはなりません。

2. マイナンバーカード・電子証明書の有効期限について

	マイナンバーカード 有効期限	電子証明書 有効期限
成人 の方	約10年間(申請から10 回目の誕生日)	約5年間(申請から5回目 の誕生日)
未成年 の方	約5年間(申請から5回目 の誕生日)	約5年間(申請から5回目 の誕生日)

※15歳未満。成年被後見人の方は署名用電子証明書の搭載はございません。

※未成年の方は容姿の変動が大きいことから顔写真を考慮して約5回目の誕生日までとされています。

※有効期限満了日の3か月前から更新の手続きをしていただけます。(有効期限が近付きましたら「地域公共団体情報システム機構」より住民票住所地へ通知が届きます。)



有効期限はここに記載されています！

電子証明書の有効期限の記入は任意です。電子証明書を発行した日から5回目の誕生日になります。



	永住者、高度 専門職第2号 及び特別永住 者	永住者、高度 専門職第2号 以外の中長期 在留者	一時庇護許 可者又は仮 滞在許可者	出生による経 過滞在者又は 国籍喪失によ る経過滞在者
有効 期限	日本人と同様	カード発行日 から在留期間 の満了の日ま で	カード発行 日から上陸 期間又は滞 在期間を経 過する日ま で	カード発行日 から出生した 日又は日本の 国籍を失った 日から60日 を経過する日 まで

ご本人様からのご申請によりマイナンバーカードの有効期限を更新することが可能です。

在留カードとマイナンバーカードをご持参の上、ご来庁ください。

※お手続きに交付時に設定いただいた暗証番号が必要となります。

①マイナンバーカードの有効期限変更

在留資格の変更または、在留期間の更新により在留期間に変更が生じた場合、マイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で新たな在留期間の満了の日により有効期限を変更することはできません。

②特例措置の延長

在留期間の特例が生じる場合は、特例期間の満了日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。

※在留カードの更新手続き中であることがわかる書類等をご持参ください。



3. 暗証番号について

■マイナンバーカードには4つのパスワードがあり、それぞれの機能呼び出す際に使用します。

	署名用 電子証明書	利用者証明用 電子証明書	住民基本 台帳用 暗証番号	券面事項 入力補助用
桁数	英数字 6～16文字	数字4桁 (3種類同じパスワードでも可)		
用途	オンライン電子文書を作成・送信する際に、作成した文書が真正なものであることを証明する仕組み。	インターネットサイト等にログインする際にログインした方が本人であることを証明する仕組み	行政機関が住民票コードを読み込む際に利用	券面に記載されている情報を読み込む際に利用
利用場面	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きの電子申請（確定申告のe-Tax、本籍地の市区町村へパソコンを使用してコンビニ交付利用登録申請等） 民間オンライン取引 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ交付サービスの利用 保険証としての利用（要申込） マイナポータルへのログイン 	住民票コードを使用する手続きの際に行政機関が使用します。	申請内容の入力補助サービスなどに利用します。
有効期限	約5回目の誕生日まで		マイナンバーカードの有効期限まで	



■暗証番号の変更とパスワードについて

・パスワードの変更は、住民登録している市区町村窓口の他にマルチコピー機を設置しているコンビニエンスストアや対応スマートフォンやパソコンにインストールした「マイナポータルAP」または「利用者クライアントソフト」で変更できます。

・署名用電子証明書は5回、利用者電子証明書は3回連続して入力を誤るとロックがかかります。また時間経過によるロック解消はございません。解除については住民登録している市区町村窓口で受付しております。

※マイナンバーカードと本人確認書類1点ご持参ください。

暗証番号がロックしてしまった場合は、市区町村窓口で再設定することができます。未成年および成年後見人制度を利用している方は、法定代理人が手続き可能です。※法定代理人以外の方が代理で手続きする場合は必ず委任状が必要となります。詳細は戸籍住民係までご相談ください。



4. マイナンバーカードを紛失してしまったら…

マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止ができます。必ずマイナンバー総合フリーダイヤルでお電話ください。（24時間365日対応しております。）

▶ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って、【2】を選択してください。

マイナンバーカード紛失の際は併せて
警察署へ遺失届をお願いします。



一時利用停止後にカードが見つかった場合は…

お住まいの市区町村窓口で一時利用停止の解除が可能です！見つかったマイナンバーカードをご持参の上、ご来庁ください。（その際に交付時に設定した暗証番号が必要となります。）

見つからなかった場合は…

再発行が可能です。ただし、手数料1000円（電子証明書交付200円、カード代800円）がかかることをご了承ください。※電子証明書を搭載しない場合は800円になります。



紛失・盗難の連絡以外にもマイナンバーカードについてのお聞きになりたい場合はマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へお電話ください。

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

■一部のIP電話等で上記ダイヤルでつながらない場合

【通知カード、マイナンバーカード】

☎050-3818-1250

【その他のお問合せ】

☎050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

対応のフリーダイヤル

【マイナンバー制度について】

☎0120-0178-26

【通知カード、マイナンバーカード】

☎0120-0178-27

■聴覚障がい者用お問い合わせFAX番号

☎0120-601-785



5. コンビニ交付について

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機が設置されたコンビニエンスストア等で一部の証明書を取得できます。

【利用時間】

6時30分～23時00分（12月29日～翌1月3日およびシステムメンテナンス日はご利用いただけません。）

※戸籍証明書・戸籍附票の写しは、月～金曜日（祝日を除く）9時00分～17時15分までとなります。

【利用できる方】

明和町に住民登録があり、有効な「利用者用電子証明書」を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方に限ります。

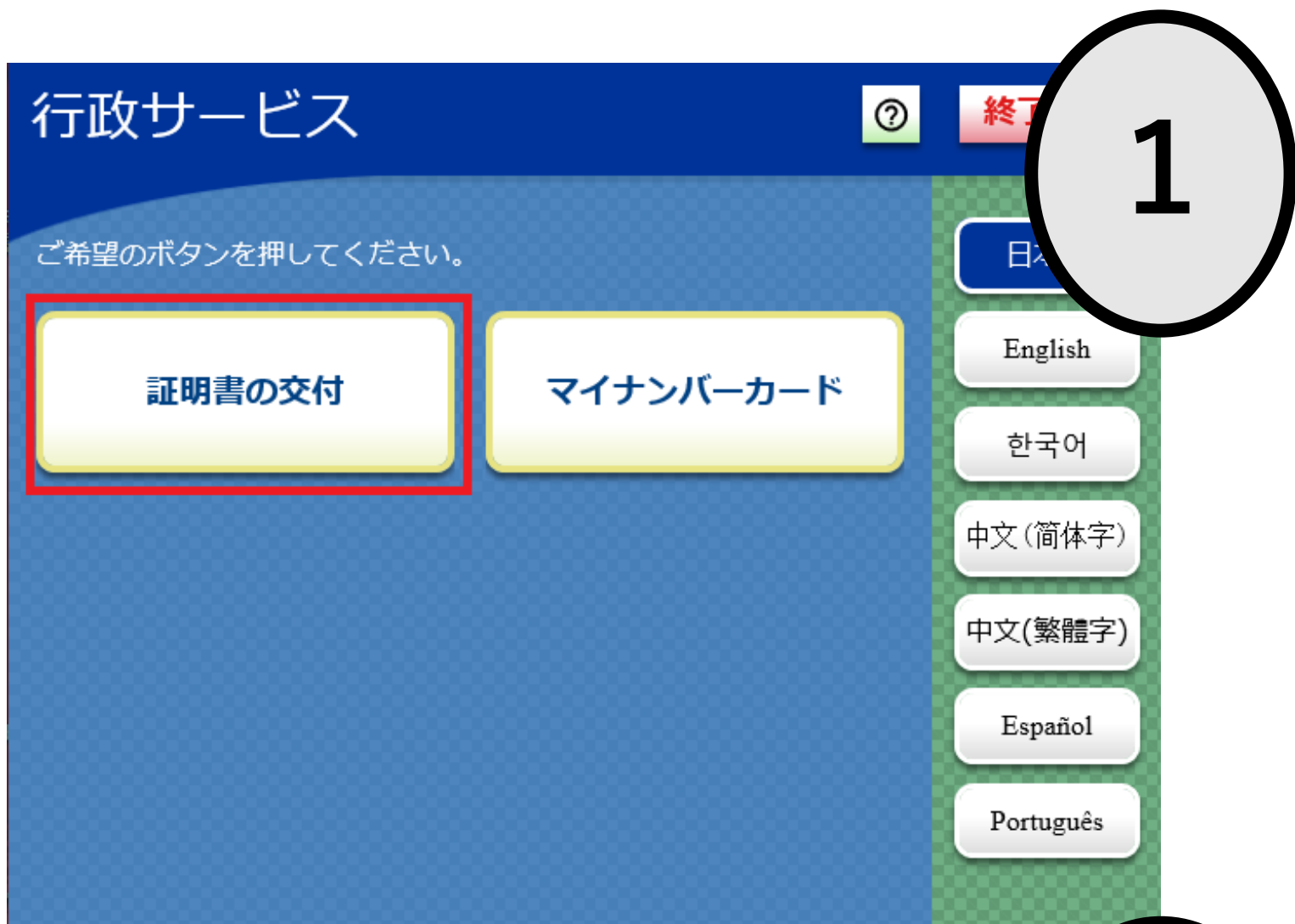
証明書の名称		コンビニ交付	窓口交付
住民票の写し※1・記載事項証明書※1		200円	300円
印鑑証明書※2			
戸籍附票の写し	本籍が多気郡明和町の方に限ります。	450円	450円
戸籍謄本・抄本			
所得課税証明書		200円	300円
課税（非課税）証明書			

※1 マイナンバー（個人番号）が記載されたものを除きます。

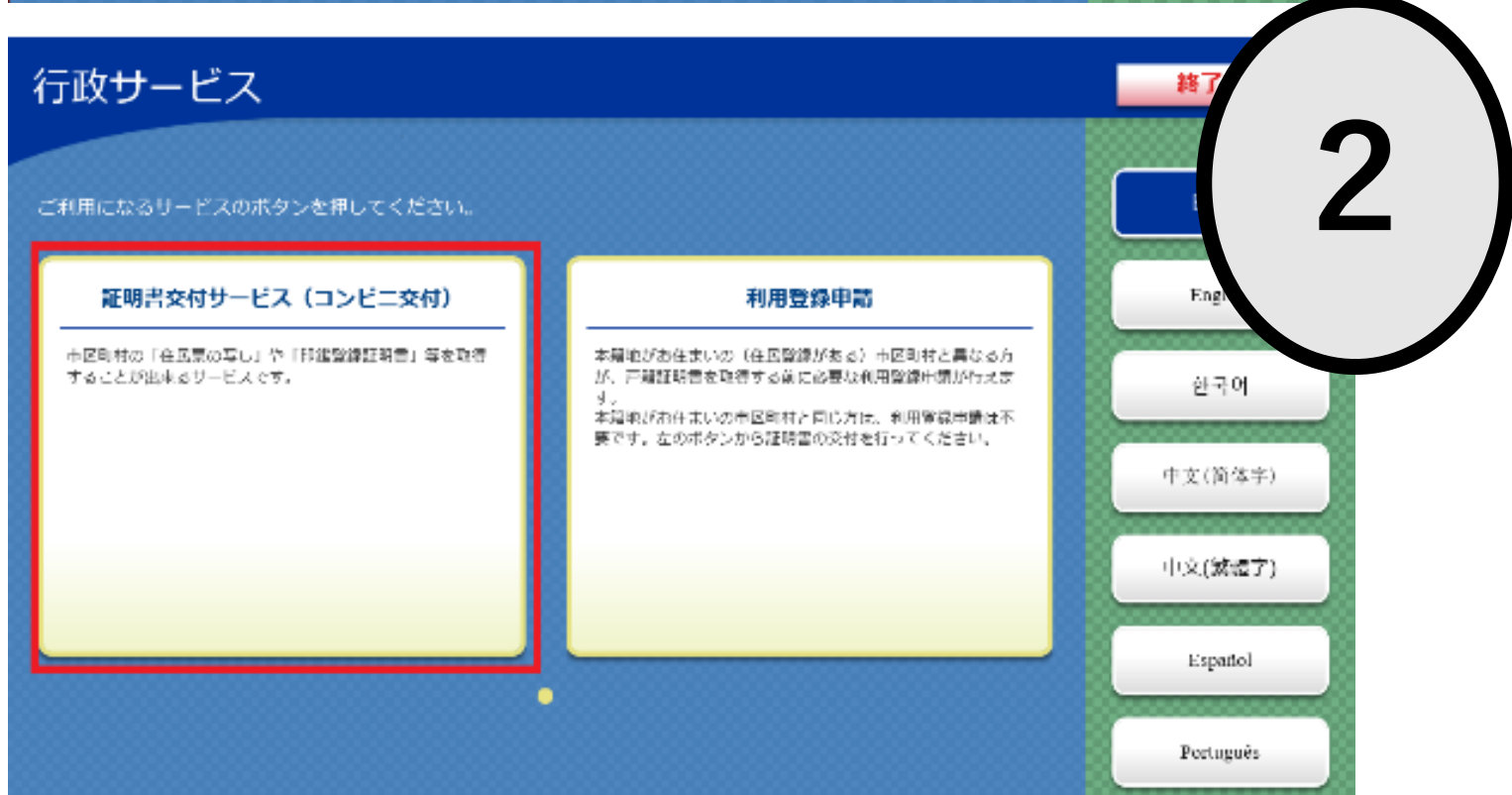
※2 窓口で印鑑登録証明書をお取りいただく場合には印鑑登録証が必要です。



◆コンビニ交付の操作手順



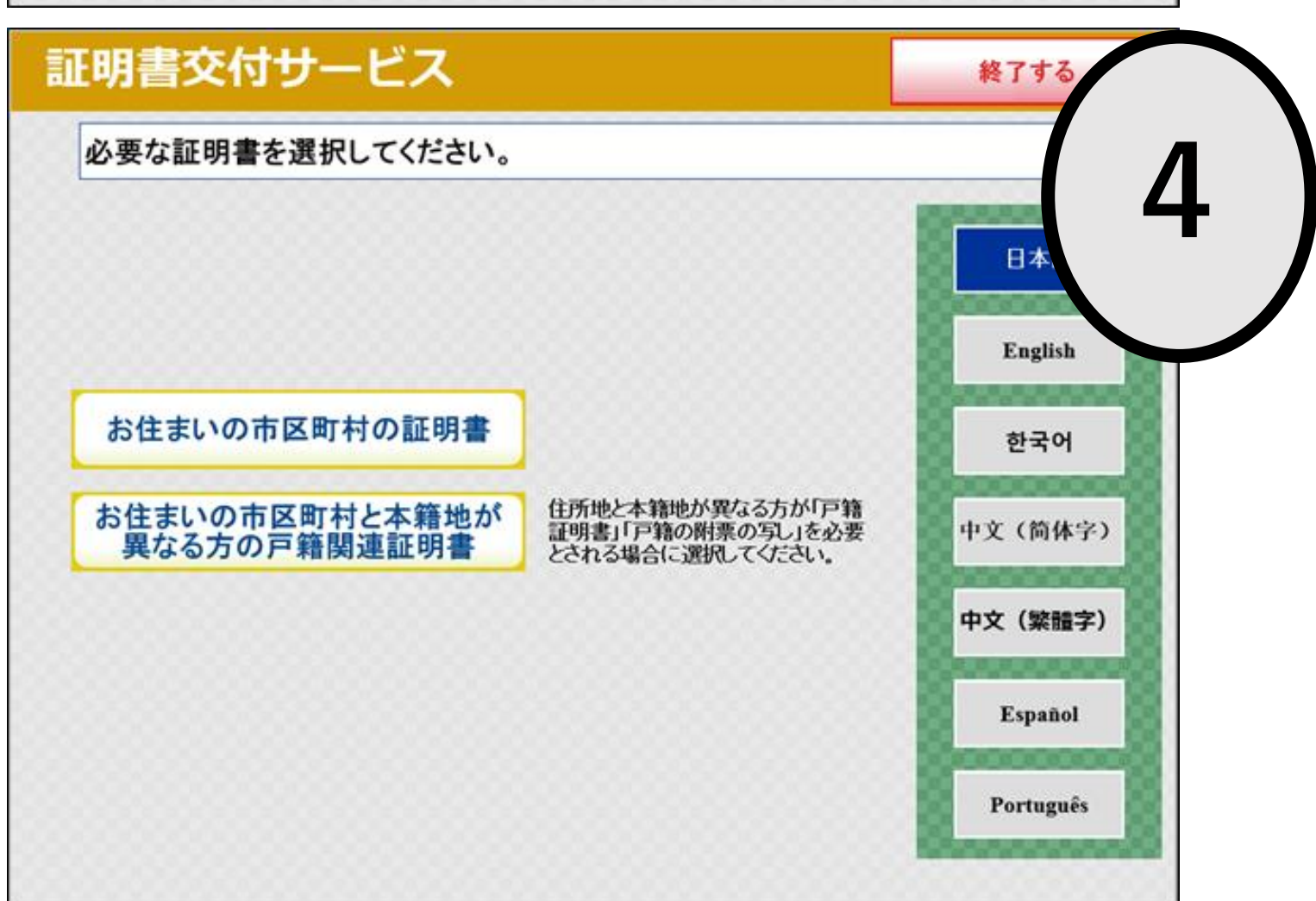
【行政メニューを選択】
証明書の交付を選択します。
※証明書交付以外のサービスを提供していない店舗では、この画面は表示されません。



【メニューを選択】
証明書交付サービスを選択します。
※証明書交付以外のサービスを提供していない店舗では、この画面は表示されません。

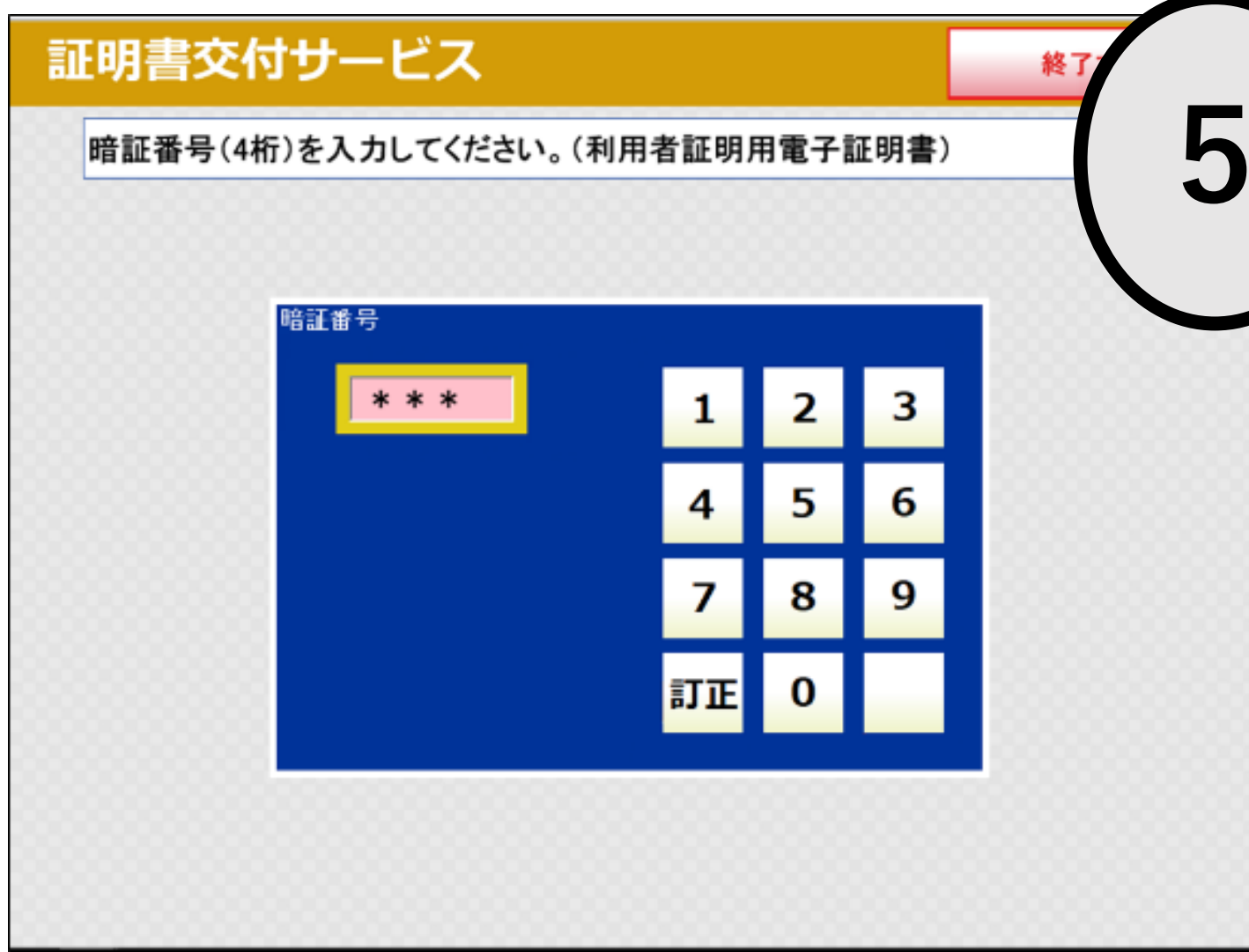


【マイナンバーカード読取】
キオスク端末の所定の場所にあるカード置き場にマイナンバーカードを置きます。
※マイナンバーカードがコンビニ交付で利用可能か確認を行います。



【証明書交付市区町村の選択】
証明書を交付する市区町村を選択します。





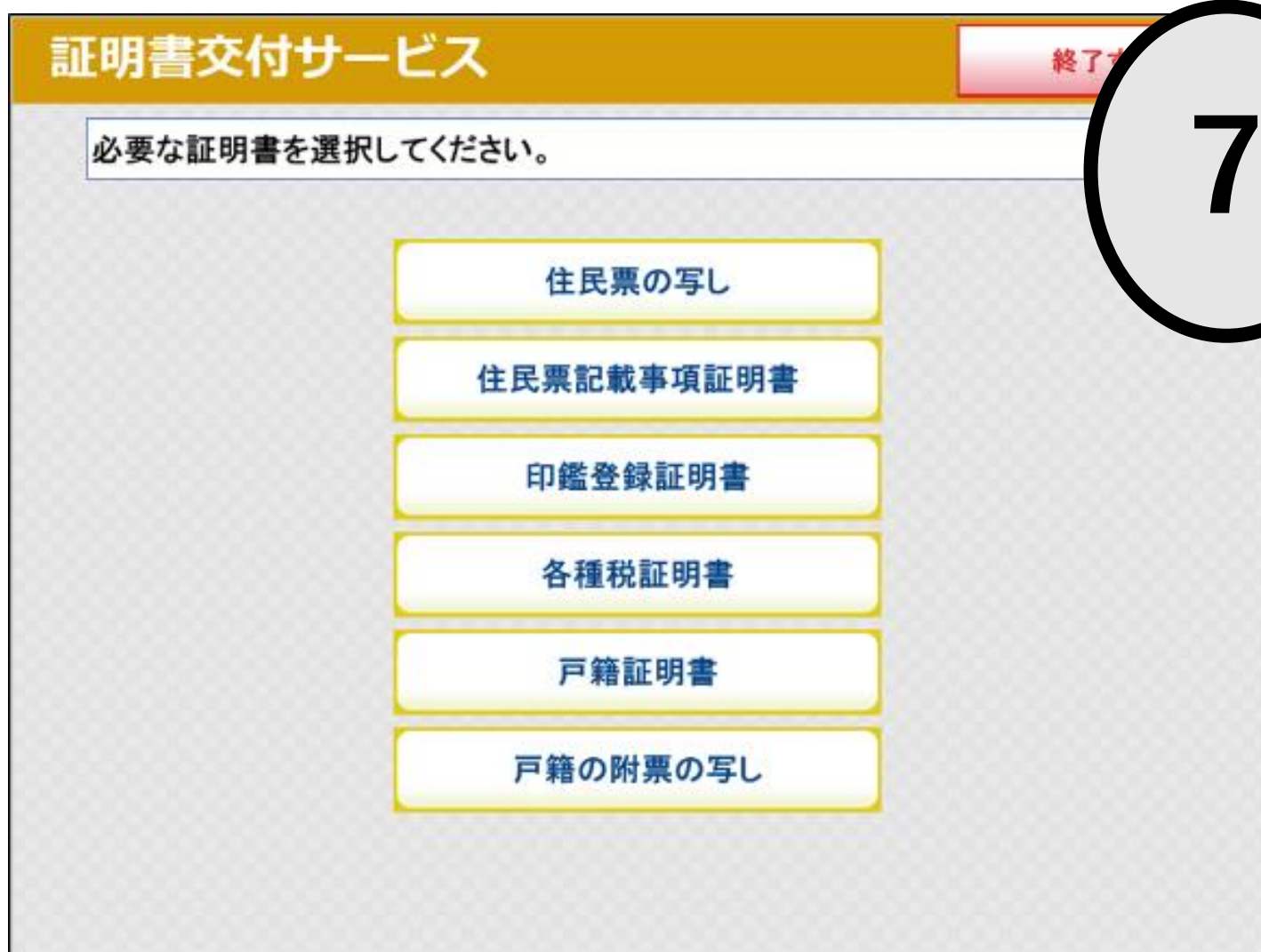
5

【暗証番号入力】
マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号を入力し本人確認を行います。※カードアプリ認証方式の場合は、証明書の種別選択後となります。



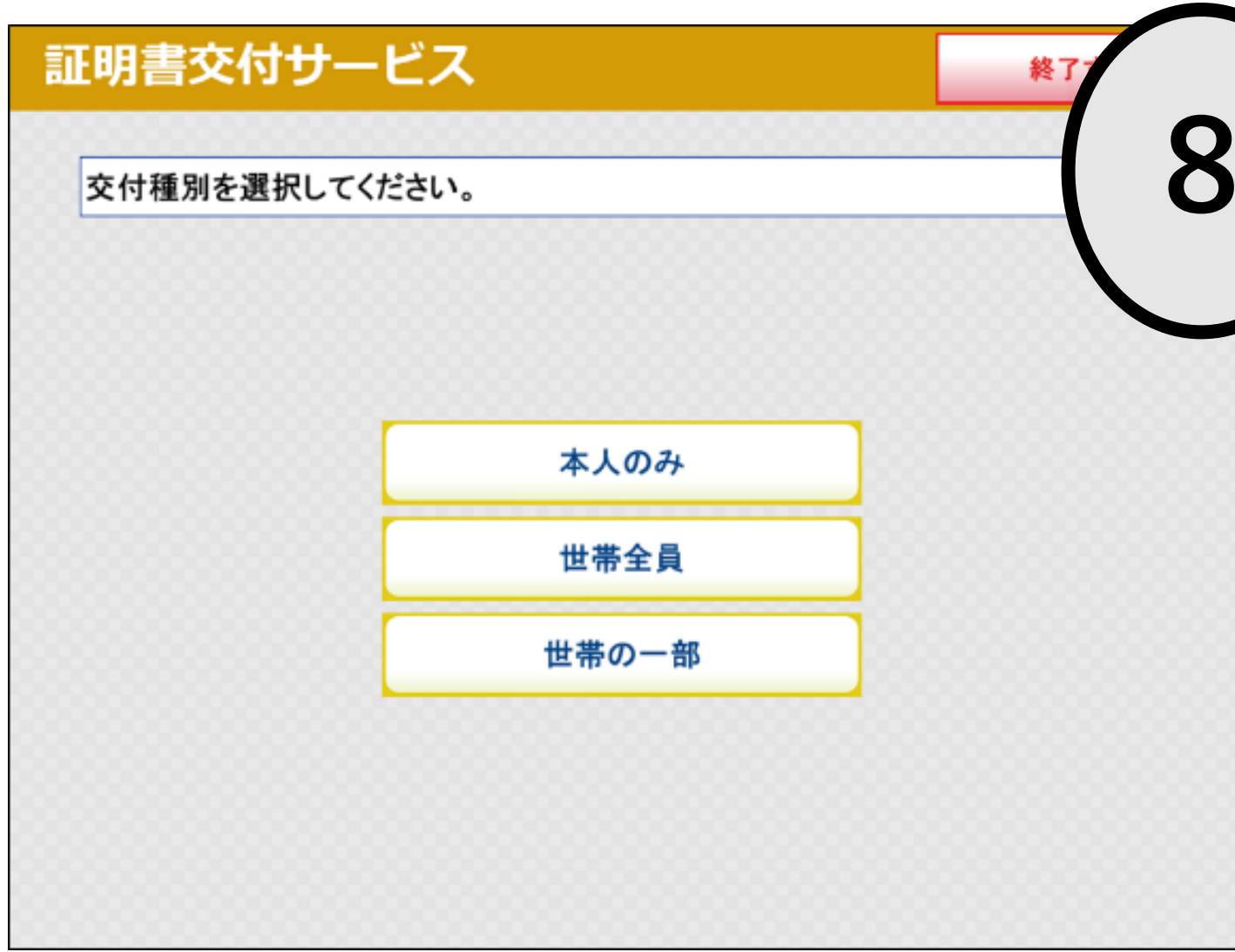
6

【カードの取り外し】
マイナンバーカードを取り外します。※この操作以降、マイナンバーカードを使用しませんので、お忘れにならないよう各自で保管ください。



7

【証明書の種別選択】
お住まいの市区町村で取得可能な証明書の一覧が表示されますので、お取りになりたい証明書を選択します。



8

【交付種別入力】
証明書の交付種別を選択します。



証明書交付サービス

証明書の記載項目を選択して「確定する」ボタンを押してください。

世帯主・続柄の記載 有 無

本籍地・筆頭者の記載 有 無

マイナンバーの記載 有 無

前画面へ

9

【記載事項選択】

証明書に記載する項目の有無を選択します。

証明書交付サービス

必要な部数を入力し、「確定する」ボタンを押してください。

部数

(最大 10 部)

1	2	3
4	5	6
7	8	9
訂正	0	

前画面へ

10

【部数選択】

証明書の必要部数を入力します。

証明書交付サービス

発行内容を確認して「確定する」ボタンを押してください。訂正を行う場合は「前へ」ボタンを押してください。

世帯主・続柄の記載	有	無	世帯主・筆頭者の記載	有	無	マイナンバーの記載	有	無
証明書種類	住民票の写し		必要部数	1部	手数料	200円		
証明書の必要部数								
山形	支那							

前画面へ

11

【発行内容確認～受取】

これまで入力した内容の最終確認をします。訂正が必要な場合は該当項目の入力画面又は選択画面まで戻って訂正できます、交付手数料を入金し、印刷された証明書をお取りください。

【コンビニ交付のお問い合わせ先】

平日 8時30分～17時15分

住民ほけん課戸籍住民係 ☎0596-52-7114

①住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書、戸籍附票の写しに関すること

②利用登録について

税務課 ☎0596-52-7113

①税関連の証明書等に関すること

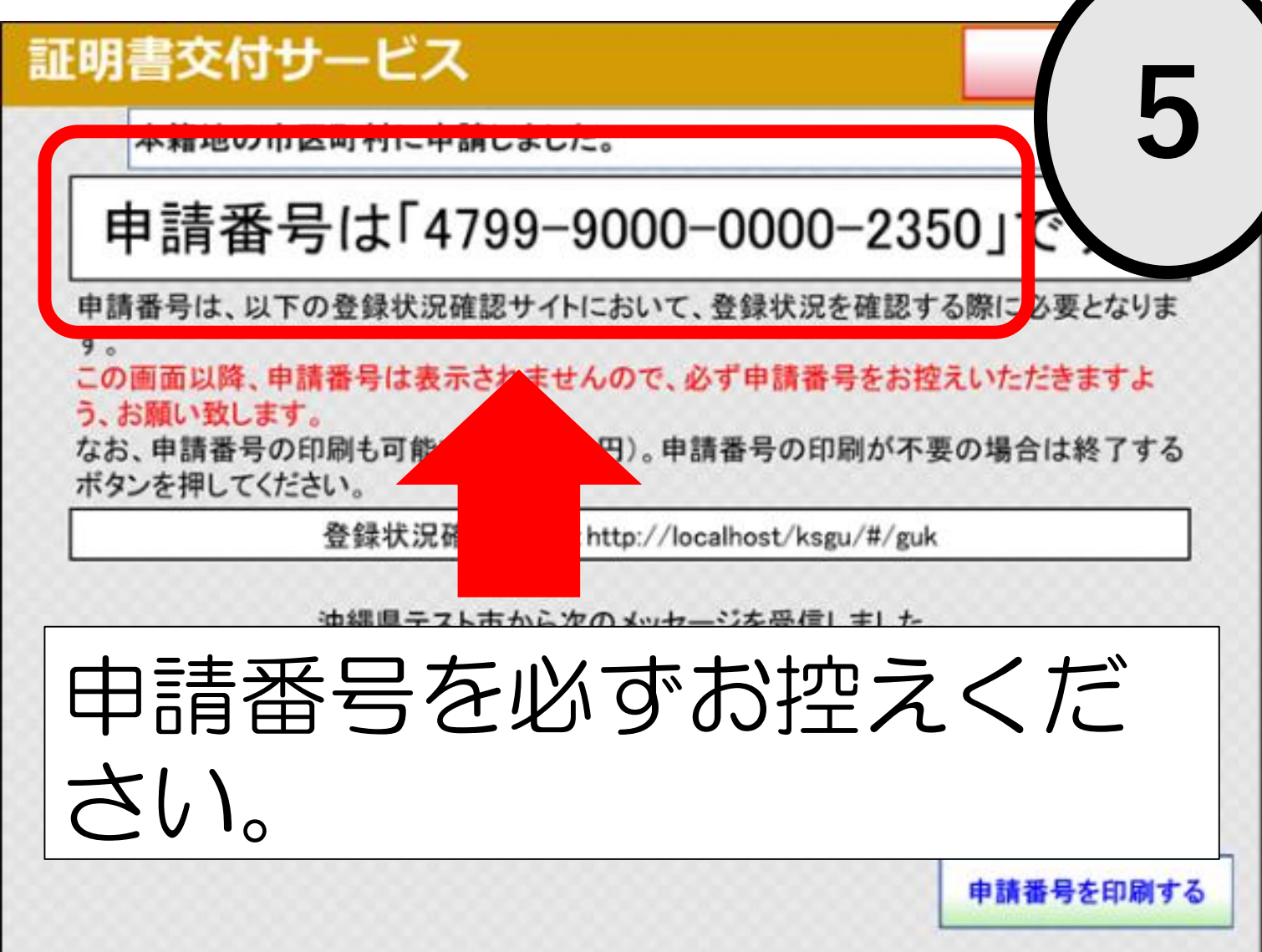
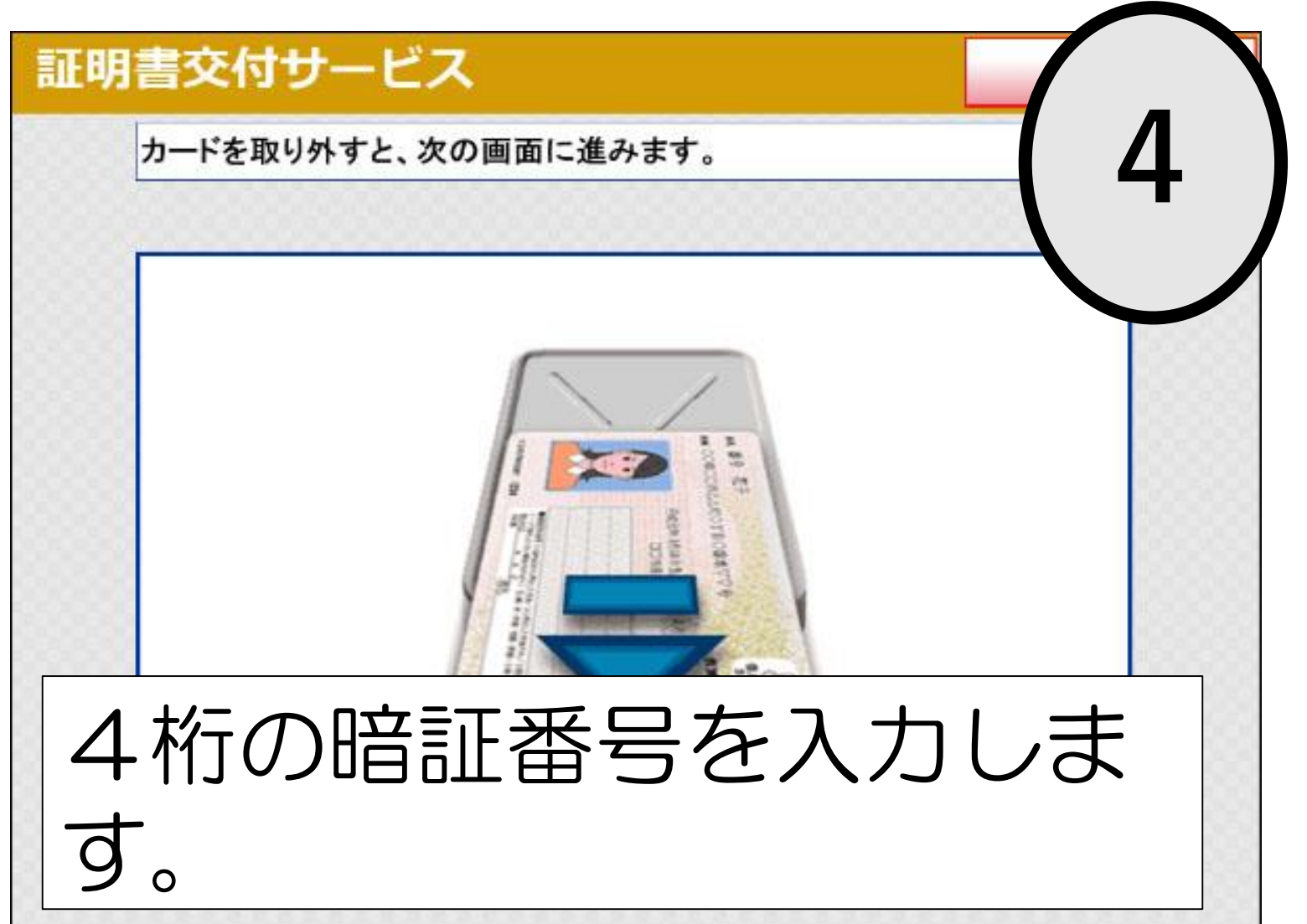
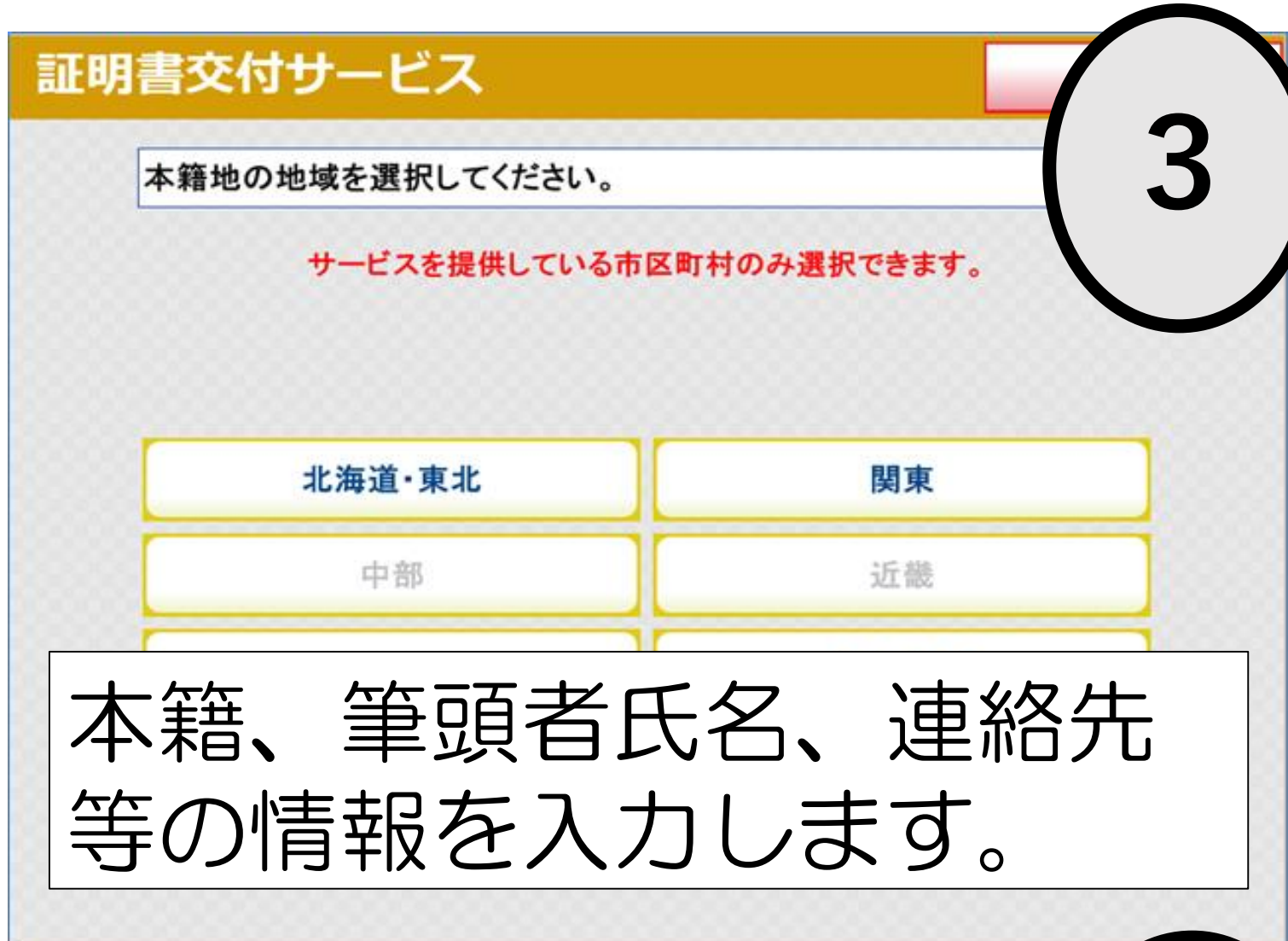
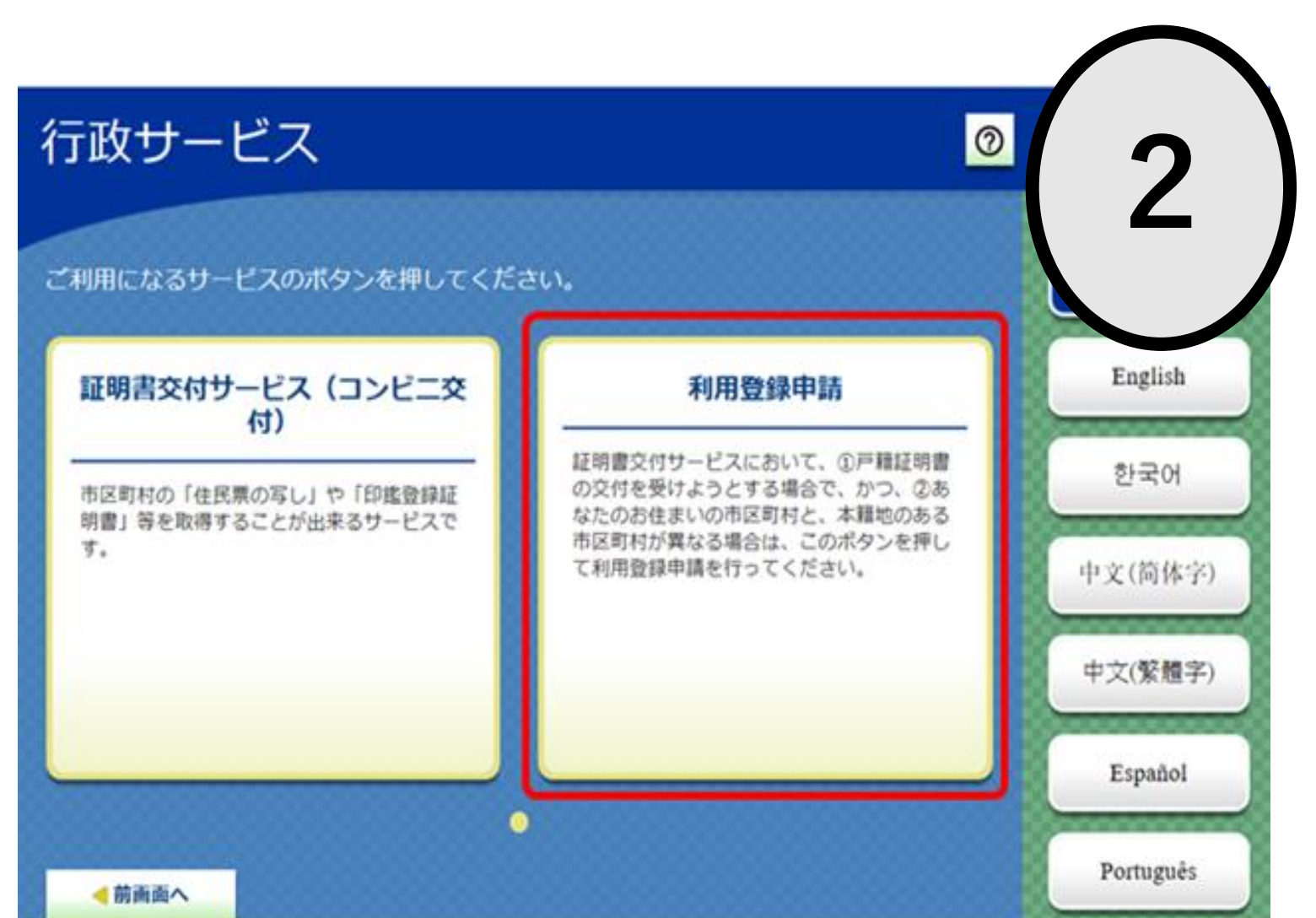
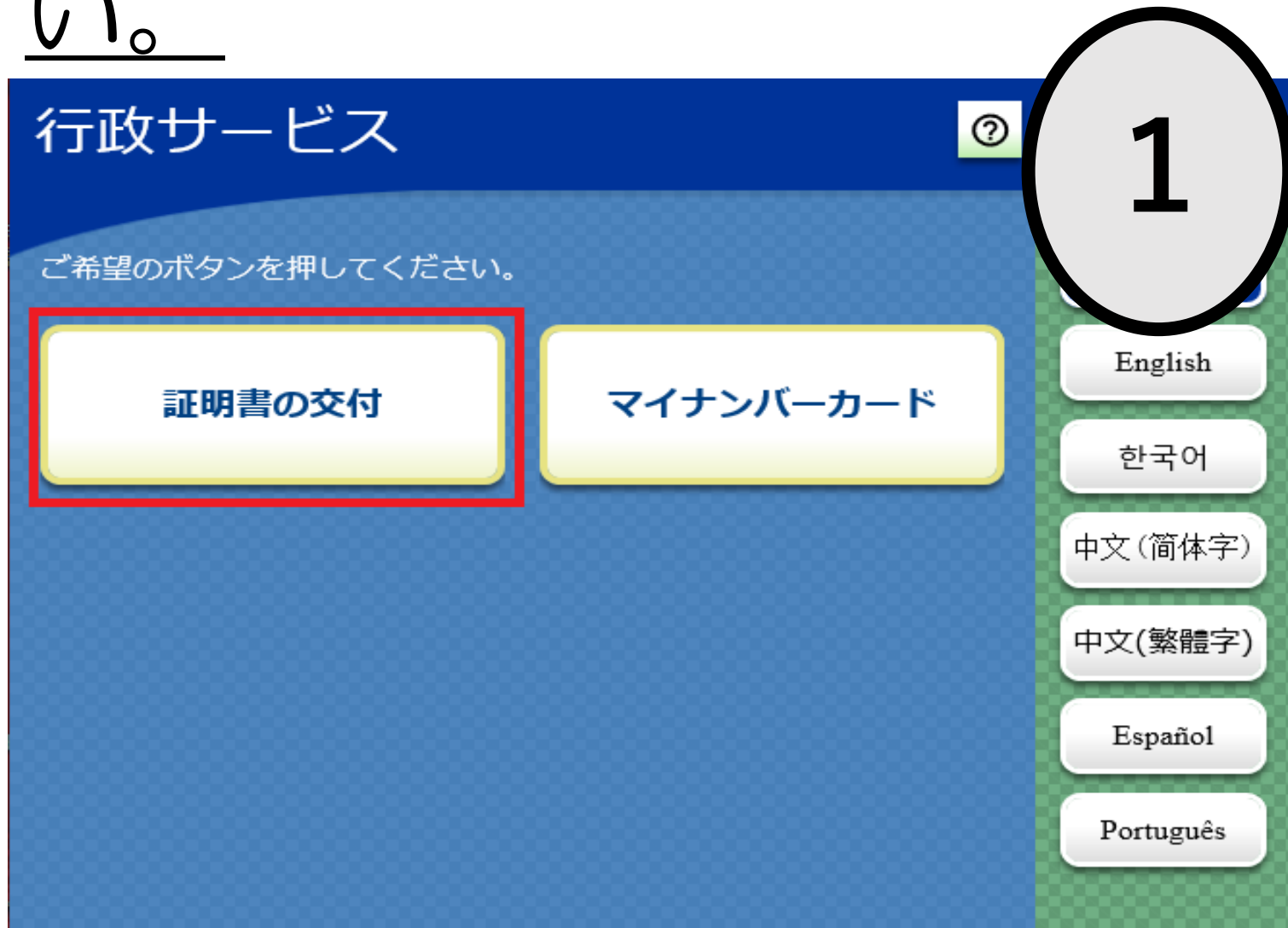


13

■利用登録申請について

住民登録している市区町村と本籍地の市区町村が異なる場合、利用登録申請をすると、マルチコピー機を設置しているコンビニエンスストア等で一部の戸籍の証明書を取得することができます。

※利用できない市区町村もございますのでご注意ください。



インターネットからも申し込み可能です。

<https://skgs.waps.go.jp/ksgu>

※パソコンを使用した場合、署名用電子証明書の暗証番号が必要になります。

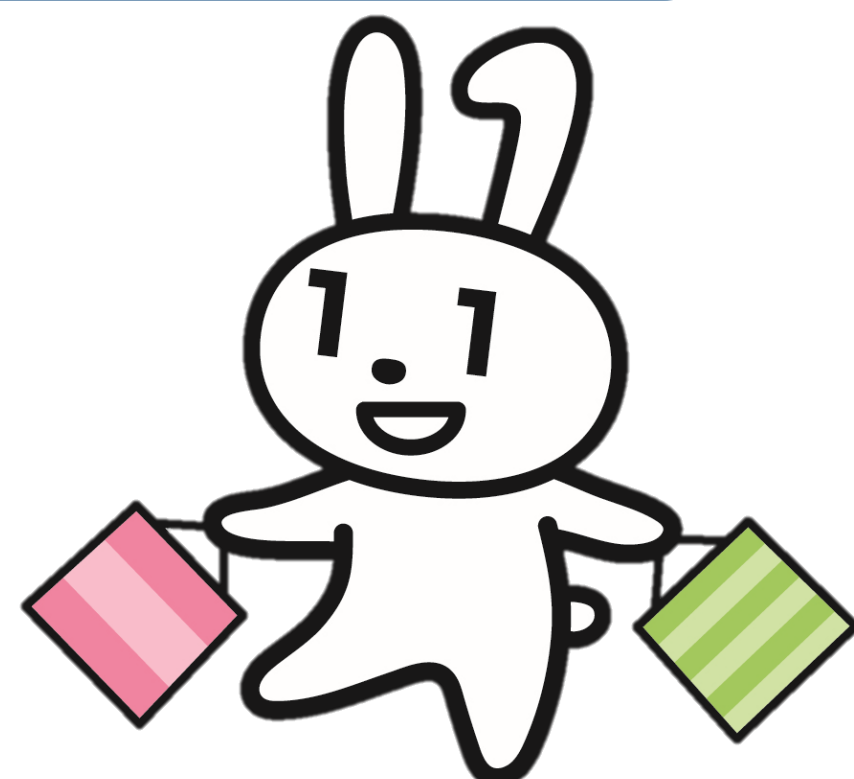


6. マイナンバーカードの取り扱い

マイナンバーカードについて

●持ち歩き方

普通に持ち歩いて問題ありません。



●提示方法

銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められた場合はおもて・うら両面を提示してください。

ただし、レンタルショップ等で本人確認として使用する場合はおもて面を提示してください。その際にマイナンバーを見られても大丈夫ですが、マイナンバーを書留めたり、コピーを取ることは禁止されています。

●暗証番号

暗証番号はキャッシュカード同様、他人には教えてはいけません！マイナンバーカードを利用する為に必要な大事なものです。

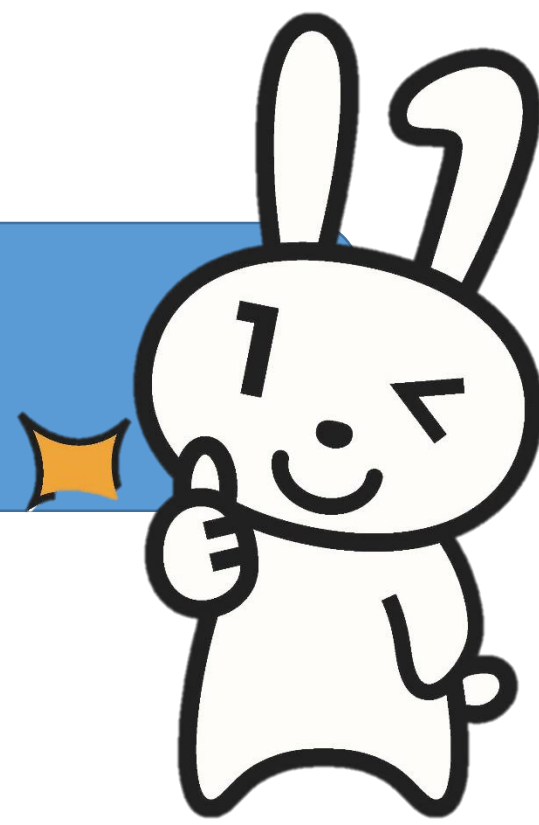
●SNSへカードの画像の投稿は？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されていますが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されています。

お取扱いにご注意ください。



万全のセキュリティ対策



【紛失・盗難の場合】
24時間365日体制の
コールセンターを設置
詳細は「4. マイナンバー
カードを紛失してしまったら…」
をご参照ください。

悪用されない
ようにお電話
ください！



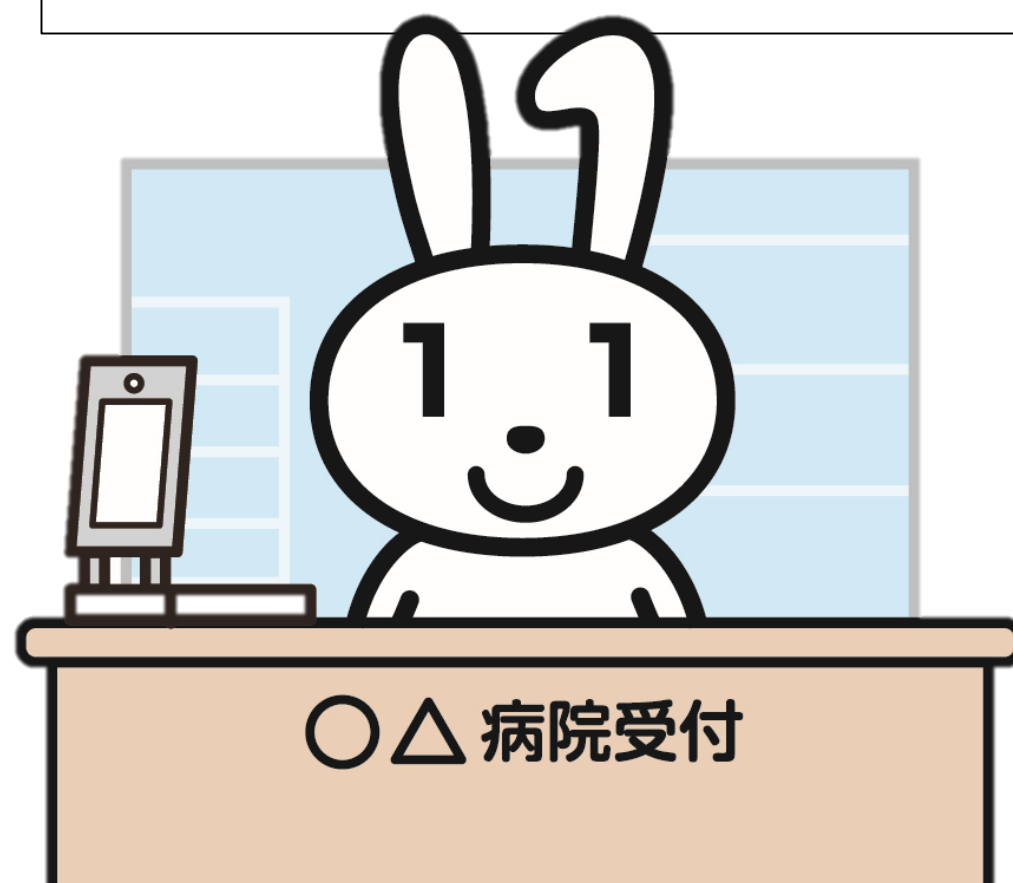
【券面】
顔写真付のため悪用は困難
です！マイナンバーカード
を使う手続きでは顔写真付
きの本人確認書類で本人確
認を行います。仮に紛失し
ても取得した第三者が容易
になりすますことはできま
せん。
各種対策により偽造は困
難！文字はレーザー刻印さ
れており、複雑な彩紋パ
ターンを施すこと等により
券面の偽造は困難です。

【ICチップ】
必要最低限の情報のみ記
録

税や年金などのプライバ
シー性の高い情報は入っ
ていません！また保険証
としても利用可能ですが、
健診結果や薬剤情報がI
Cチップに入ることはあ
りません。

カードの利用には暗証番
号必須

暗証番号を一定回数間違
えるとロックがかかります。
不正に情報を読み出
そうとするとICチップ
が壊れる仕組みです。



使用・保管上の注意点

- カードをICカードリーダーに挿入する際は、無理やり押し込んだり、引っ張ったりしないでください。
- 誤動作や故障の原因になりますので、カードの端子部分を指で触れる、汚す、曲げることはしないでください。
- 一般的なICカードと同様に静電気、磁石、電磁波等により故障する恐れがありますので、保管・使用環境に注意してください。
- 直射日光のあたる場所、湿気・埃の多い場所、薬品が近い場所、高温になる場所で保管しないでください。
- 物理的な負荷に注意してください。
例：カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れて座る等



大切に扱ってね…！



7. マイナポータルについて

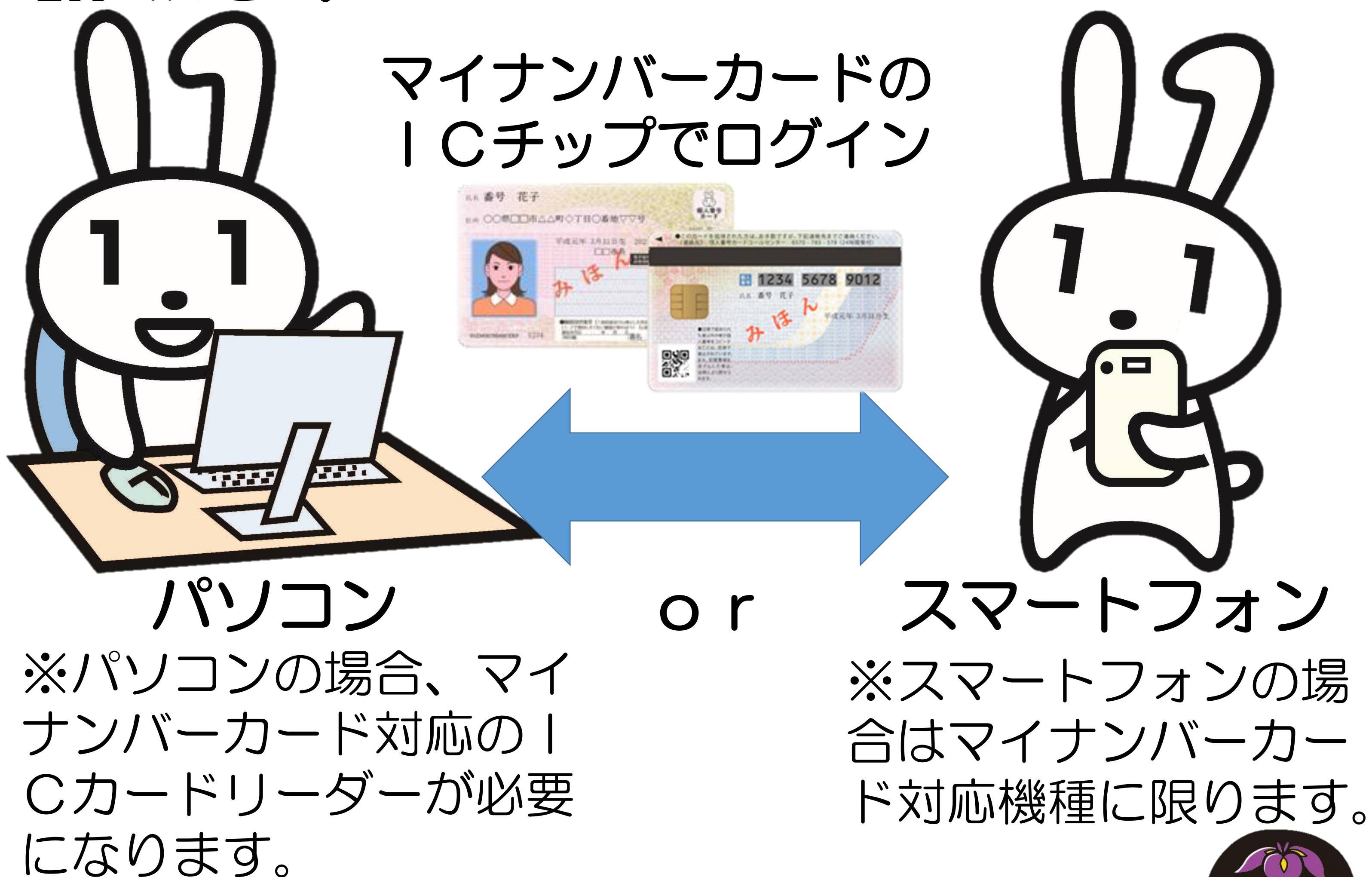
マイナポータルは、マイナンバーカードで利用できる個人専用のオンラインサービスです。マイナポータルにアクセスすると、行政機関が保有する自身の情報やマイナンバー（個人番号）を使用したやりとり履歴を確認することができます。

マイナポータル

▶▶▶ <https://myna.go.jp/>



マイナポータルは、スマートフォンやパソコンから利用できます。端末環境やログイン方法等は上記サイトから確認ください。





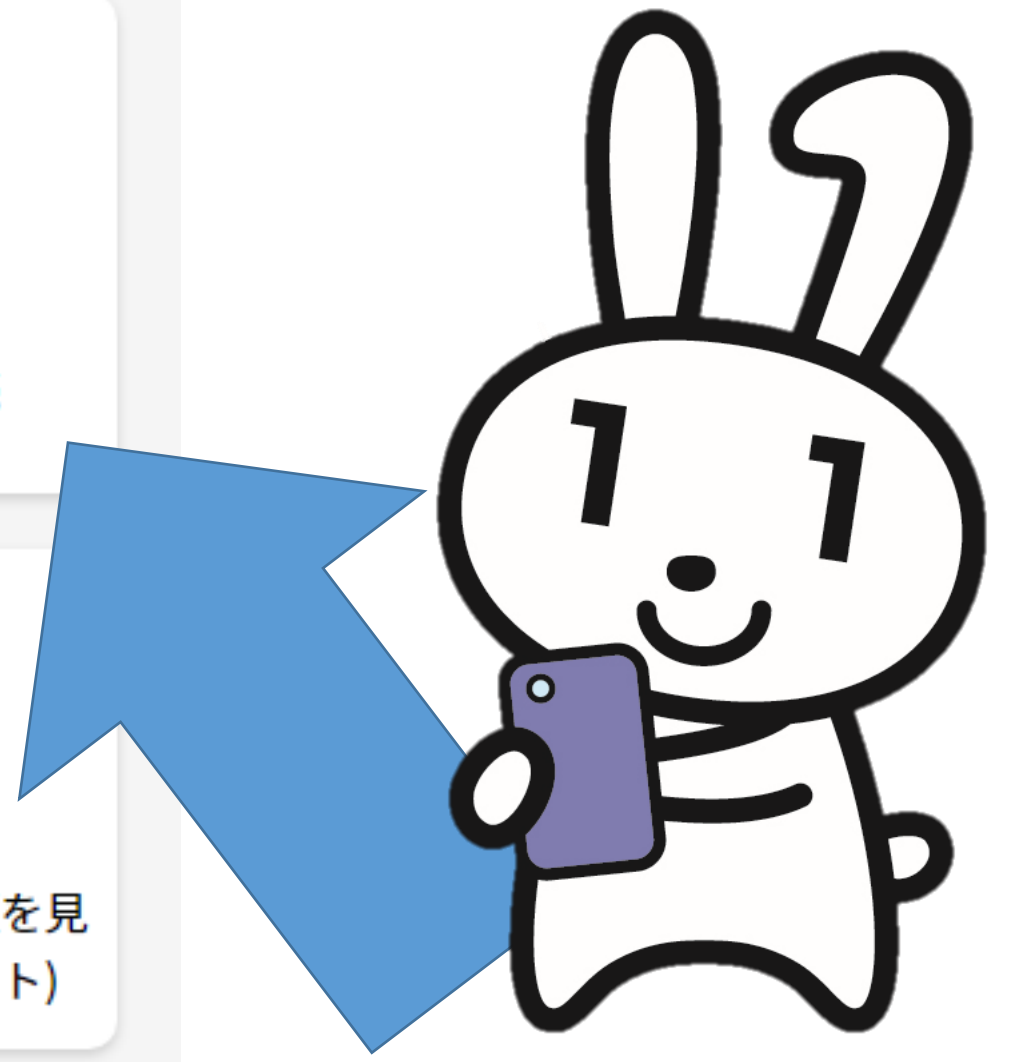
行政の手続やお知らせの確認が
オンラインで利用可能です！

🕒 マイナポータルとは？



注目の情報

 確定申告の事前準備	 マイナンバーカードの 健康保険証利用申込 <input type="checkbox"/>	 公金受取口座の 登録・変更	 引越しの手続
 診療・薬剤・医療費・ 健診情報の確認	 最新の健康保険証 情報の確認	 健康保険証利用の 申込状況を確認 <input type="checkbox"/>	 年金記録・見込額を見 る(ねんきんネット)



ご希望の手続きをご選択ください。

令和5年2月6日よりマイナポータルから転
入・転出・手続き「ワンストップサービス」
がスタートしました！ぜひ活用ください。

